岐阜県なりわい再建事業補助金実績報告用チェックリスト

提出書類(1部)※ただし、控(写し)の保管を必ずお願いします。

申請者名: 岐阜県▲▲株式会社

【共通】								
資料	提出書類	提出	様式等	チェック欄				
番号		区分		申請者	受付	審査担当		
1	補助金実績報告用チェックリスト	必須	本紙	■有				
2	岐阜県なりわい再建事業実績報告書	必須	県 HP 掲載	■有				
3	補助事業実績書(紙及び電子媒体で提出)	必須	県 HP 掲載	■有				
4	財産管理台帳(紙及び電子媒体で提出)	必須	県 HP 掲載	■有				
5	経費積算集計表・明細書・内訳書	必須	県 HP 掲載	■有				
6	事業の実施体制	※ 1	県 IIP 掲載	■有 □該当なし				
7	補助対象施設の利用状況表	※ 2	県 HP 掲載	■有 □該当なし				
8	事業費等入力シート及び按分計算書	※ 3	県 HP 掲載	■有 □該当なし				
9	新分野事業に係る経費の比較表	※ 4	県 HP 掲載	■有 □該当なし				
10	保険金受領額按分計算書	※ 5	県 HP 掲載	■有 □保険なし				
11	受領保険金等に関する誓約書	必須	県 HP 掲載	■有				
12	保険金等支払関係書類等の写し	No11 に添付		■有 □保険なし				
13	保険又は共済への加入及び付保割合等の 内容が確認できる書類 (例: 保険証書の写し)	必須 ※6	1	■有 □該当なし				
14	保険又は共済への加入に代わる取組が確 認できる書類	必須 ※7	任意	□有 ■該当なし				
15	固定資産課税証明書(原本) (復旧した施設・設備が掲載されたもの)	% 8	市町村で 発行	■有 (理由書含む) □該当なし				
16	固定(償却)資産台帳の写し (復旧した施設・設備が掲載されたもの)	* 8	_	■有 (理由書含む) □該当なし				
17	賃貸借(リース)契約書等の写し(復旧後)	※ 9	_	□有 ■該当なし				
18	交付申請時の見積書一覧表の写し	必須 ※10	交付申請時 と同じもの	■有				
19	施設・設備の配置図(復旧後)	必須 ※11	_	□有 ■変更なし				

- ※1 税込 100 万円以上の取引がある場合に提出してください。
- ※2 施設の復旧がある場合に提出してください。
- ※3 事業費按分がある場合に提出してください。
- ※4 新分野事業がある場合に提出してください。
- ※5 保険金受領対象物件ごとの保険受領金額がわかる場合は、提出不要です。
- ※6 中小企業者については30%以上、それ以外の事業者については40%以上の付保割合の保険又は共済に加入が必要です。但し、小規模企業者については提出不要です。

- ※7 保険又は共済に加入していない小規模企業者のみ提出してください。
- ※8 申告期限等により証明書等が発行されない場合は、その理由書(参考様式は県 HP 掲載)と後日、証明書が発行された際に提出してください。交付申請時に資産計上されていた施設・設備の修繕のみの場合は不要です。
- ※9 施設(設備)の貸主(所有者)が添付してください。借主(使用者)は提出不要です。
- ※10 交付申請時に提出したものと同じ書類の写しを添付してください。
- ※11 交付申請時から変更がない場合は提出不要です。

【施設】 (施設の修繕等 → ■有 □無)							
資料	提出書類	提出	様式等		チェック欄		
番号	X II II X	区分	17.124.3	申請者	受付	審査担当	
20	現在事項証明書(原本) (復旧した施設が掲載されたもの)	必須	法務局で 取得	■有			
21	採用した見積書の写し	必須	_	■有			
22	仕様書・設計図書・契約書(発注書・発注 請書)等の写し	必須	_	■有			
23	完成後の図面(立面図、平面図等)の写し	必須	_	■有			
24	引渡しが分かる書類(竣工届の写し、完成 届の写し等)	必須	_	■有			
25	一完成検査結果報告書(検査調書)等の写し	必須	_	■有			
26	工事(竣工)写真(竣工前及び竣工後)	必須	_	■有			
27	請求書の写し	必須	_	■有			
28	支払を証する書類(領収書・通帳の写し等) ※支払い一覧表を添付	必須	_	■有 ■-覧表と突合済み			

【設備】 (設備の修繕等 → ■有 □無)							
資料	提出書類	提出	様式等	チェック欄			
番号	近山田水	区分] 3. ►0. ±1.	申請者	受付	審査担当	
29	採用した見積書の写し	必須	_	■有			
30	仕様書・契約書(発注書・発注請書)等の 写し	原則 必須	_	■有□無			
31	交付申請時の設備比較証明書の写し	必須 ※1	交付申請時 と同じもの	■有 □該当なし			
32	完了報告書・納品書等の写し	原則 必須	_	■有 □無			
33	写真(竣工前及び竣工後)	必須 ※2	_	■有			
34	請求書の写し	必須	_	■有			
35	支払を証する書類(領収書・通帳の写し等) ※支払い一覧表を添付	必須	_	■有 ■-覧表と突合済み			
車両の復旧を行う場合は、資料番号 29~35 に加えて、以下の書類が必要です。 (車両の復旧 → □ 有 ■無)							
36	自動車検査証(車検証)の写し・任意保険 証の写し	必須	_	□有			
37	車体への企業名等の印刷	必須	_	□有			
38	事業用のみに用いていたことの確認書類	必須	_	□有			
39	永久抹消登録を証明する書類 (未提出の場合)	必須	_	□有 □提出済			

^{※1} 設備の入替がある場合に交付申請時に提出したものと同じ書類の写しを提出してください。

※チェック欄の「受付」「審査担当」欄は、県側で記載します。

^{※2} 設備には、補助金番号(財産管理台帳の番号)及び補助金名をテプラシール等により明示する必要があります。補助金番号が明示されていることが分かるようにして提出してください。